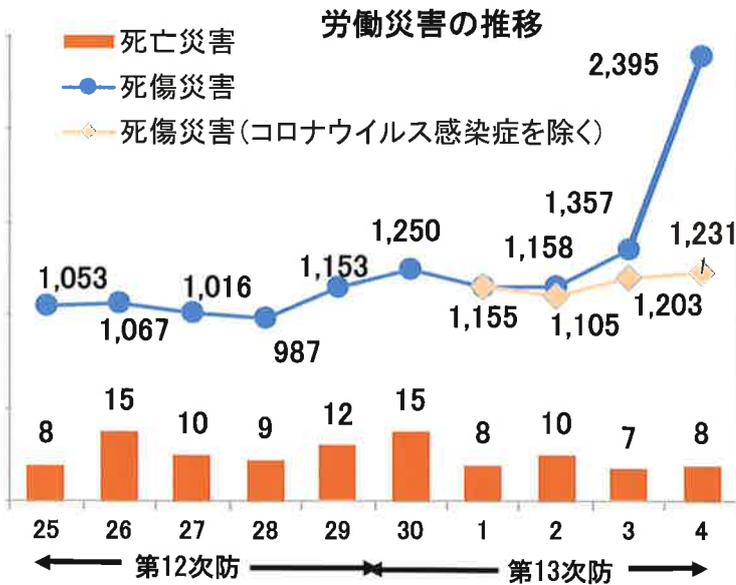


石川労働局第14次労働災害防止計画

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

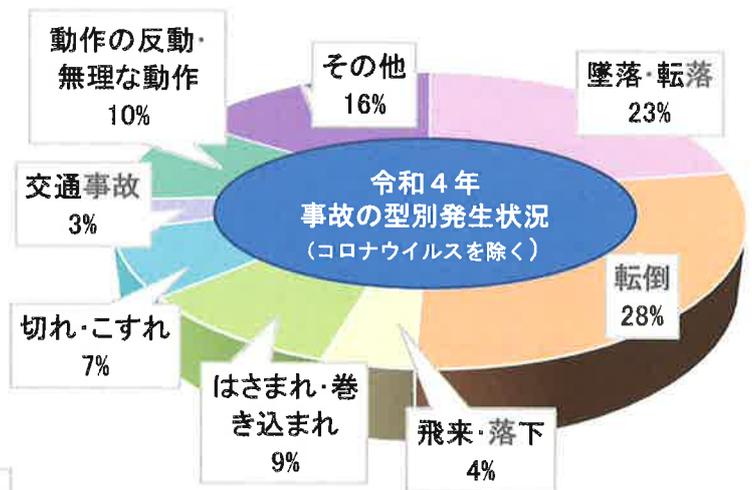
労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、令和5年度（2023年度）を初年度として5年間にわたり石川労働局、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「石川労働局第14次労働災害防止計画」を策定しました。



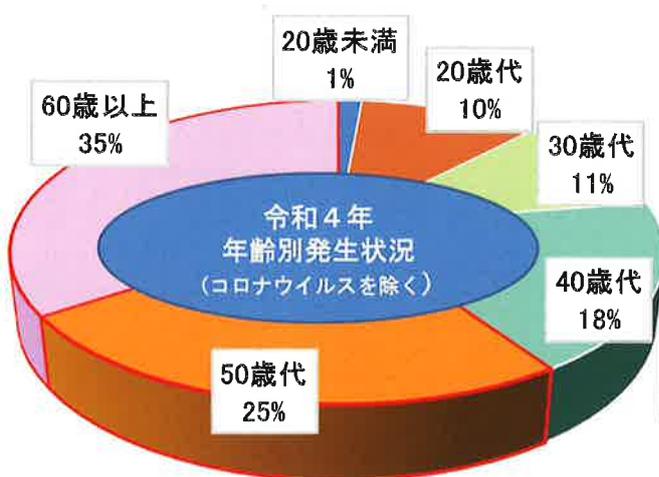
石川県における令和4年の**死亡災害**は8人となり、令和3年に比べ1人の増加となっています。

休業4日以上の**死傷災害**はコロナウイルス感染症の急増が影響し大幅な増加となっており、新型コロナウイルス感染症を除いても**増加**となっています。

令和4年の休業4日以上の死傷災害を**事故の型別**で見ると、**転倒災害**が28%と最も多く、次いで**墜落・転落災害**23%となっています。



令和4年の死傷災害を**年齢別**にみると**50歳以上**で60%、**60歳以上**で35%を占めています。



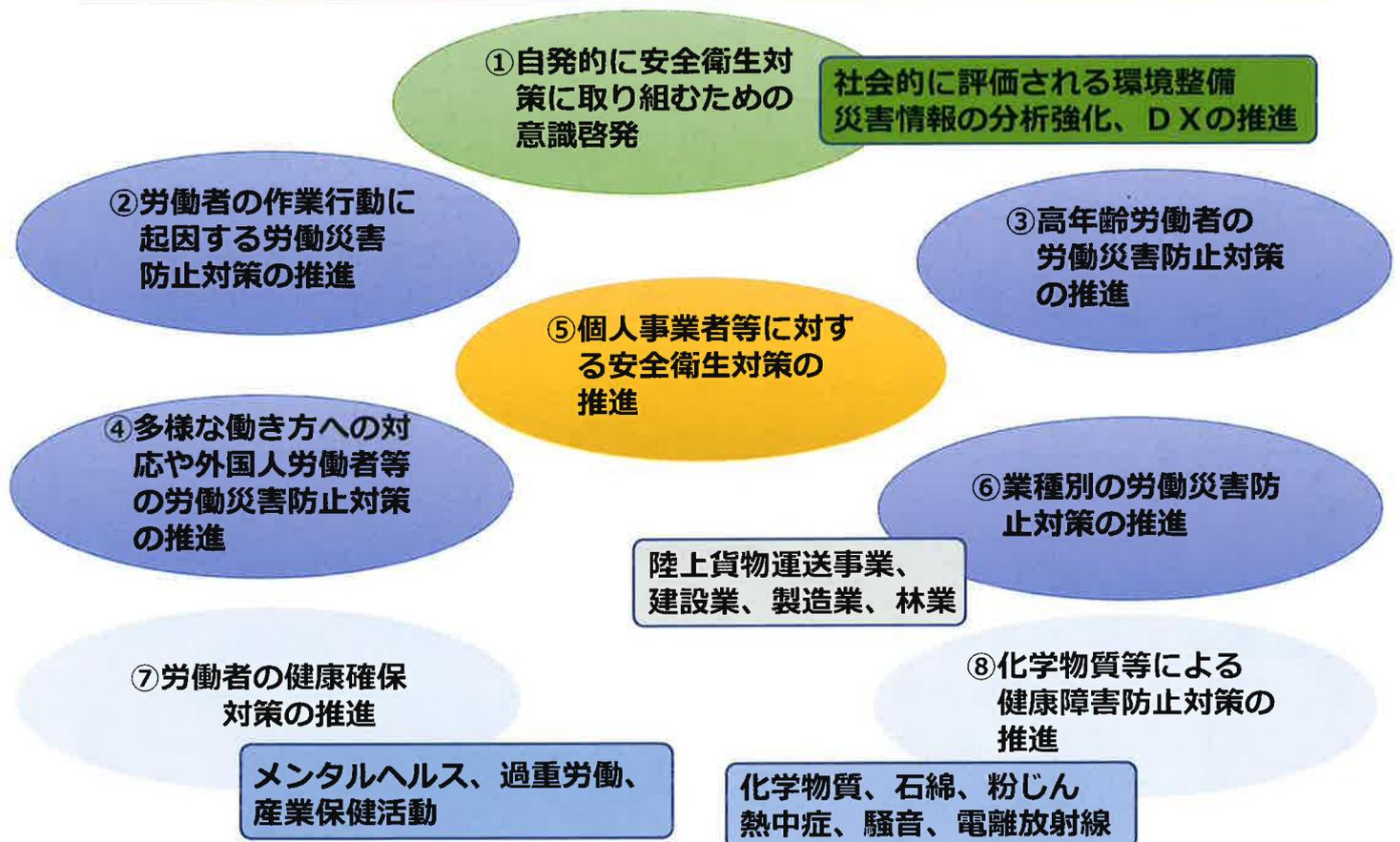
石川労働局
第14次労働災害防止計画



○ 計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図っていく
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保するとともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

○ 8つの重点対策



○ 計画の目標

8つの重点対策における取組の進捗状況を確認するアウトプット指標を設定し、その結果として期待されるアウトカム指標（達成目標）を定める。

労働災害全体のアウトカム指標

死亡災害：第13次防期間中の合計値の15%以上減少
死傷災害：第13次防期間中の最小値の5%以上減少

(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。

- ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

- ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

- ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。（再掲）
- ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。（再掲）

- ・転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・転倒による平均休業見込日数を2027年までに30日以下とする。

- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

- ・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

- ・外国人労働者の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

- ・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。

- ・建設業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。

- ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。

- ・小売業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・社会福祉施設における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

アウトプット指標	アウトカム指標
<ul style="list-style-type: none"> ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<p>(指標は立てず) 石川県内の林業における死傷災害は発生が少なく(R5. 12. では11人)、指標による減少値が小さくなるため目標値として適さないと考えるため。</p>
(オ) 労働者の健康確保対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする 	<p>(指標は立てず) 労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待</p>
(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる熱中症による療養者数の増加率*を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。 <p><small>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したものの</small></p>

上記のアウトカム指標の達成を目指し、死傷災害全体としては、以下のとおりのアウトカム指標の達成を目指す。

- ・死亡災害については、第13次防期間中(2018年~2022年)の合計値と比較して、石川局第14次防期間中の合計値を15%以上減少させる。
- ・死傷災害については、第13次防期間中(2018年~2022年)の一番少ない年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

※上記の死傷者数及び死亡者数は、新型コロナウイルス感染症によるり患者数を除く。

○重点対策ごとの取組事項

労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- ・国や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。
- ・労働者死傷病報告の提出に当たって、電子申請や労働者からの発生状況及び原因についてヒアリング等を行い記載内容の充実等に取り組む。
- ・デジタル技術や、AIやウェアラブル端末等の新技術を活用し、効率的・効果的な安全衛生活動及び危険有害な作業について遠隔管理・遠隔操作・無人化等による作業の安全化を推進する。
- ・健康診断情報等の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、個人情報に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。
- ・労働安全衛生法に基づく申請等について、電子申請を活用する。

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。
- ・筋力等を維持して転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。
- ・非正規雇用労働者も含めた全ての労働者に対する雇入時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- ・転倒災害防止対策を進める。
- ・保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・コロナ禍におけるテレワークの拡大等を受けて、自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用するなどによる安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、本省が開催するところの、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討する。

業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業対策

- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- ・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。
- ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく交通労働災害の防止対策に取り組む。

建設業対策

- ・墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すりなどの設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

製造業対策

- ・はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等については、製造者、使用者それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、使用者においてリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報の機械等の使用者への確実な提供に取り組む。
- ・機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

林業対策

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等に基づき、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法、保護具の着用、緊急時における連絡体制等の整備や周知、通信機器の配備、教育訓練等の安全対策を確実に実施する。

労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス対策

- ・ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果を基に集団分析を行い、その集団分析を活用した職場環境の改善まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- ・「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づく取組をはじめ職場におけるハラスメント防止対策に取り組む。

過重労働対策

- ・過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置に基づき、次の措置を行う。
 - ① 時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等
 - ② 年次有給休暇の確実な取得の促進
 - ③ 勤務間インターバル制度の導入など労働時間等設定改善指針による労働時間等の設定の改善
- ・長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、医師による面接指導や保健師・看護師等の産業保健スタッフによる相談支援を受けるよう勧奨する。

産業保健活動の推進

- ・事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう体制を整備する。
- ・治療と仕事の両立に関して、支援が必要な労働者が申し出し易いように、労働者や管理監督者等に対する研修等の環境整備に取り組む。
- ・事業者及び労働者は、医療機関や支援機関等の両立支援コーディネーターを積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質による健康障害防止対策

- ・化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者における化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用による次の2つの事項を的確に実施する。
 - ① 化学物質を製造する事業者は、製造時等のリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置の実施、並びに譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付する。SDSの交付にあたっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
 - ② 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づくリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。

石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査に係る専門性を持つ者による事前調査を確実に実施する。
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策を実施する。
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮について、周知を図る。
- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者に対する健康管理を行いやすくするため、「ずい道等建設労働者健康管理システム」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を登録する。

熱中症、騒音による健康障害防止対策

- ・「熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた措置を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。
- ・労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出る。
- ・労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

電離放射線による健康障害防止対策

- ・東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」に基づく健康管理を実施する。
- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理を徹底する。

石川労働局第14次労働災害防止計画 取組時に確認すべきガイドラン、指針等の一覧

高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン	
陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン	
チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン	
職場における腰痛予防対策指針	
テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン	
副業・兼業の促進に関するガイドライン	
交通労働災害防止のためのガイドライン	
職場における熱中症予防基本対策要綱	
機械の包括的な安全基準に関する指針	
林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン	
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針	
騒音障害防止のためのガイドライン	
原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針	